

資 料

ヒロシマ原爆被爆時に看護活動に携わった
看護婦および看護婦生徒が受けた赤十字看護教育

川西 美佐*, 中信 利恵子*, 岩切 桂子*
滝口 成美*, 植田 喜久子*

Red Cross Nursing Education of Nurses and Students
Engaged in Nursing Activities in the Atomic Bombing of Hiroshima

KAWANISHI Misa, NAKANOBU Rieko, IWAKIRI Keiko
TAKIGUCHI Narumi, UEDA Kikuko

キーワード：ヒロシマ原爆被爆、看護活動、赤十字看護教育

Key Words：the Atomic Bombing of Hiroshima, Nursing Activities
Red Cross Nursing Education

要旨

本研究は、ヒロシマ原爆被爆時の看護活動の背景を知るために、文献から、被爆当時に赤十字病院で看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が受けた赤十字看護教育を明らかにし、地位別の看護活動とその教育との関連を検討することを目的とした。分析の結果、教育内容の特徴として【精神訓育の普及徹底】【実務技能の練達】【軍事教育の徹底】の3特徴が抽出された。【精神訓育の普及徹底】と【軍事教育の徹底】が、極限状態においても一致団結して看護活動に邁進した彼等の行動規範を形成し、混乱のさなかでも全体として統制をはかって活動できた基盤となっていた。また、【実務技能の練達】は、看護婦や看護婦生徒2年生と1年生では大きな差があったが、いずれも教育内容の主体は外傷、戦傷、不慮の傷病等に対する応急処置であり、これらは被爆時の外傷や熱傷に対する応急処置や創傷処置、被爆者の救出や運搬に直接役立ったと思われた。

*日本赤十字広島看護大学

受付日：2003年 9月 3日
採用日：2003年11月20日

I. はじめに

昭和20年8月6日の広島への原爆投下において、爆心地から1.6kmの近距離にあり、建物が大破しながらも倒壊せずかろうじて残った広島陸軍病院赤十字病院（以下、「赤十字病院」と略す）は、被災者の医療・救護活動の中心的役割を果たした。そこでは、日本赤十字社救護看護婦と救護看護婦生徒（以下、「看護婦」および「看護婦生徒」と略す）が、25名の殉職者を出しながら、また自らの負傷も顧みず、不眠不休で看護活動に取り組んだ。その活動状況の詳細については、中信ら（2003）が報告したとおりである。

その報告では、被爆時に赤十字病院に在籍した看護婦は34名、看護婦生徒は408名^{注1)}であり、看護活動の大半は看護婦生徒が担ったこと、当時の地位（看護婦、看護婦生徒2年生および1年生）によって活動の内容や方法に違いがあったこと、そして、被爆という未曾有の混乱のさなかでも、いずれも全体の統制をはかって活動することができていたことが明らかになった。活動の概要として、看護婦は全体の統制をはかって管理・教育的役割を果たし、看護婦生徒は看護婦等の指示を受けながら活動し、主に2年生は被爆者の創傷処置の役割、1年生は救護を円滑に行うための環境を整える役割を果たした。

自らも生死の境に立たされた極限状況におかれながらも、彼等がこのような看護活動に取り組めた背景には何があったのだろうか。我々はその一つに彼等が受けた赤十字看護教育があると考えた。

そこで本研究は、ヒロシマ原爆被爆時の看護活動の背景を知る手がかりとして、文献から、被爆時代に赤十字病院で看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が受けた赤十字看護教育を明らかにし、地位別の看護活動とその教育との関連を検討することを目的とした。なお、中信ら（2003）の報告で対象とした看護婦および看護婦生徒は甲種救護看護婦であることから、本研究においても甲種救護看護婦に対する赤十字看護教育に焦点を当てる。

II. 研究方法

文献は、昭和元年から20年までを中心として赤十字看護教育について記述してあるものを収集した。内訳は、日本赤十字社関係の史料0件、公刊されている著書8件、医学中央雑誌web（昭和58年～平成15年）で「看護教育」「歴史」をキーワードとして検索した240件の中から抽出した7件である。これらに、筆者らが前述の検索方法以外に直接入手できた、被爆時に看護活動をした看護婦および看護婦生徒が当時の赤十字看護教育について記した手記5件、被爆当時の赤十字病院での医療・救護活動について記述してある原爆被爆に関する史料4件を加えた（これらの文献の概要を表1に示す）。

分析の視点としては、これらの文献から、まず、時代的背景に伴う赤十字看護婦の養成状況の変化を抽出した。次に、赤十字看護教育の基本方針が示されている日本赤十字社の史料から教育内容の特徴を抽出し、この教育内容の特徴を視点として、手記から彼等が実際に受けた教育を抽出した。そして、原爆被爆時の地位別の看護活動と彼等が受けた赤十字看護教育との関連を検討した。

III. 時代的背景に伴う赤十字看護婦の養成状況の変化

昭和6年の満州事変勃発以降、戦局の悪化に伴い看護婦の応召が急増し看護婦不足は逼迫し、その補充のためにわが国の看護婦養成は簡略化・速成化を余儀なくされた（亀山，1984，p.146）。日本赤十字社は戦時と災害救護を設立目的とすることから、看護婦は救護看護婦として養成され、従軍看護婦の主力を担っていた。そのため、前述の簡略化・速成化の影響を直に受けた。そこで、多様な救護看護婦の制度を設け、彼等を簡略かつ速成に養成することで急増する応召の需要に対応した。

具体的には、表2に示すとおり、看護婦養成の基本方針を示す「日本赤十字社救護看護婦生徒救護看護婦長候補生養成規則」を昭和15年に一部改正し（日本赤十字社，1969，p.123）、これ

表1. 分析した文献の概要

	著者名	発行年次	表題『所収』（雑誌名, 巻(号), 頁)
日本赤十字社関係の史料	「日本の赤十字」刊行委員会	1957	日本の赤十字
	日本赤十字社	1969	日本赤十字社社史稿 第5巻
	日本赤十字社	1979	人道 その歩み 日本赤十字社百年史
	日本赤十字中央女子短期大学	1980	日本赤十字中央女子短期大学90年史
	日赤中央女子短大史研究会	1988	写真記録 日本赤十字看護教育のあゆみ 博愛社から日赤中央女子短大まで
	広島赤十字看護専門学校	1990	広島赤十字看護専門学校50年史
	日本赤十字社広島県支部	1991	日本赤十字社広島県支部百年史 資料編
	日本赤十字社医療センター	1991	日本赤十字社医療センター百年の歩み
	日本赤十字社衛生部	1992	日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌
	広島赤十字看護専門学校	2002	広島赤十字看護専門学校閉校記念誌 愛のともしび
	木下安子	1969	近代日本看護史
	高橋政子	1973	日本近代看護の夜明け
	亀山美智子	1984	近代日本看護史Ⅰ 日本赤十字社と看護婦
亀山美智子	1984	近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護	
亀山美知子	1988	看護教育100年の歴史から学ぶこと (全国看護教育研究会誌, (20), 63-69)	
公刊されている著書および論文	看護歴史研究会	1988	日本の赤十字看護の歴史 (看護教育, 29(9), 562-571)
	遠山茂樹	1989	現代史について考えること 『看護史をどう教えるか 看護歴史教育セミナー10年のあゆみ』
	亀山美知子	1991	日本における看護教育の歴史『看護MOOK No.37看護教育』
	鈴木俊作	1992	新訂 ナースのための教育学
	亀山美智子	1993	新版看護学全書 別巻7看護史
	杉森みどり	1993	看護と看護教育の歴史的検討 わが国における看護婦養成教育の変遷 (教育と医学, 41(3), 210-216)
	山本捷子	1993	戦前の日本赤十字社病院における看護実践とその教育の実態 (日本赤十字看護大学紀要, (7), 34-43)
	平尾真智子	1998	高等女学校と看護婦の教育 (ブレインナーシング, 14(7), 615-618)
	高橋みや子他	2000	年表で見る日本の看護・看護教育の100年 (看護教育, 41(8), 572-585)
	山崎雅代	2001	看護教育の歴史と現状(1) (九州看護福祉大学紀要, 3(1), 225-243)
	第4・5回生	1990	学生生活『広島赤十字看護専門学校50年史』
	広島第6・7・8回生他	1990	第2次大戦中の学生生活『広島赤十字看護専門学校50年史』
	手記	第9回生	1990
第10回生		1990	入学4ヶ月目のピカ・ドン『広島赤十字看護専門学校50年史』
浅野智恵子		1992	私のヒロシマ『絶叫』
被爆史料	広島原爆医療史編集委員会	1961	広島原爆医療史
	広島市役所	1971	広島原爆戦災誌 第1巻総説
	広島市長崎市原爆災害誌編集委員会	1979	広島・長崎の原爆災害
	庄野直美	1990	広島市の被爆建造物 被爆45周年調査報告書

まで行ってきた高等女学校卒または同等以上の学力者に3年間教育するものを「甲種救護看護婦」とし、高等小学校卒業または高等女学校2年以上就学の学力者に2年間教育する「乙種救護看護婦」制度を設けた。また、昭和12年から、既に資格を持つ一般看護婦を対象に3か月間の赤十字教育を行う「臨時救護看護婦」制度を設けた。なお、甲種救護看護婦養成においては、

昭和17年の卒業生を半年間繰り上げて卒業させたことに始まり、昭和19年の卒業生からは1年繰り上げ、修業年限を2年間に短縮した。

被爆時に看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が養成された、日本赤十字社広島支部においてもこの方策がとられ、昭和15年以降、年間の養成数を急増させている（看護婦養成数の変化を表2に示す）。

表2. 赤十字看護婦の養成状況の変化（昭和14～22年）

年号	社会情勢	わが国における看護婦養成	日本赤十字社における救護看護婦養成	日本赤十字社広島支部における救護看護婦養成	広島支部における救護看護婦養成数（各年の卒業生数）		
					甲種救護看護婦	乙種救護看護婦	臨時救護看護婦
昭和14年	第二次世界大戦開戦			日本赤十字社広島支部病院救護看護婦生徒養成部開設 日本赤十字社広島支部病院開院 広島陸軍病院赤十字病院開院（陸軍病院の指定）	18		
昭和15年			日本赤十字社救護看護婦生徒救護看護婦長候補生養成規則の一部改正（甲種と乙種救護看護婦生徒を養成）	臨時救護看護婦生徒の養成開始	18 15		19
昭和16年	太平洋戦争（大東亜戦争）開戦	看護婦規則の一部改正（看護婦免許取得年齢を18歳から17歳に引き下げる）	看護婦養成規則の一部改正（甲種救護看護婦生徒の年齢下限を17歳から16歳に引き下げる）		19 23*		60
昭和17年	学徒勤労動員開始		日本赤十字社救護員教育要領の大改正				
昭和18年					21 51*		38 72
昭和19年		看護婦規則の一部改正（看護婦免許取得年齢を16歳に引き下げる）		国民学校養護訓導養成所の指定 日本赤十字社広島支部甲種救護看護婦養成部と改称、乙種救護看護婦養成部併設	61**		57 41 57
昭和20年	広島、長崎に原爆投下終戦		乙種・臨時救護看護婦の養成廃止		51**		54 56
昭和21年					65**	64	
昭和22年					70**		
救護看護婦養成数 合計					412	64	454

※1) 「日本赤十字社史稿第5巻」「広島赤十字看護専門学校50年史」をもとに筆者らが作成した。

※2) 広島支部における甲種救護看護婦の養成数は、昭和15～19年は広島支部病院救護看護婦生徒養成部の卒業、昭和20～21年は広島支部病院甲種救護看護婦養成部の卒業、昭和22年は広島赤十字看護学院の卒業を示す。

なお、広島支部では昭和15年から宮崎支部の看護婦養成委託を受けているため、養成数は宮崎支部委託生を含めた数である。

※3) 昭和15年に2回の卒業があるのは、昭和12年に4月と12月の2回入学があるためである。

※4) *は半年、**は1年の繰り上げ卒業を示す。

Ⅳ. 被爆時に看護活動に携わった看護婦 および看護婦生徒が受けた教育

赤十字看護婦は日本赤十字社の救護員^{注2)}の一員であるため、その教育の基本方針は「日本赤十字社救護員教育要領」（以下、「教育要領」と略す）に示されていた。被爆当時に看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が受けた赤十

字看護教育も、この教育要領に基づいて行われていた。そこで次に、『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社、1969、p.124-129）に掲載されている昭和17年時点の教育要領を基に、赤十字看護教育の基本方針について述べる。

A. 赤十字看護教育の基本方針

教育要領には教育内容・教育方法・教授課程

表3. 日本赤十字社救護員教育要領の綱領10項目（昭和17年）と教育内容の特徴の対比

項目	綱領 内容の抜粋	教育内容の特徴			教育の 完遂
		精神訓育の 普及徹底	実務技能の 練達	軍事教育の 徹底	
一	日本赤十字社救護員ノ教育ハ皇室仁慈ノ旨ヲ奉体シ赤十字精神ヲ基礎トシテ心身ヲ鍛鍊シ（略）救護員トシテ必要ナル技能ニ練達セシメ（略）平戦両時ヲ通シ克ク其ノ任務ニ堪ヘシムルヲ以テ主眼トス	○	○		
二	教育ハ本社諸規定ニ基キ策定セル院長ノ養成方針ヲ根幹トシテ全職員ノ一貫セル指導精神ヲ之ニ集中セシメ（略）養成実績ノ完璧ヲ期スルヲ要ス				○
三	精神指導ニ際シテハ敬神崇祖ノ美風ヲ助長シテ団体觀念ヲ明徴ニシ（略）穩健ナル思想ト純真ナル操行ヲ堅持セシムル如ク努ムルヲ要ス	○			
四	幹部ノ教育ハ特ニ赤十字主義精神ノ向上ト品性ノ陶冶ニ努メ救護団体ヲ統率指導スルノ才能ヲ養成シ部下ヲシテ敬仰セシムルノ徳ヲ修メシムルヲ要ス	○			
五	教育ハ救護員ノ本務ニ鑑ミ（略）特ニ団体的協調ノ意識ヲ旺盛ナラシムルト共ニ常ニ困苦欠乏ニ堪ヘ創意工夫ヲ凝シ消費節約ノ習性ヲ馴致セシムルヲ要ス	○			
六	教育ハ啓発的ニ行ヒ記憶ヲ深刻ナラシムルト共ニ実務技能ノ練達ニ力ヲ注キ以テ長期ニ亘ル誓約期間能ク其ノ実力ヲ保有セシムルコトニ留意スルヲ要ス		○		
七	教育ハ軍部トノ緊密ナル連繫ニ依リ戦時事変ニ際シ之カ衛生勤務補助又ハ協同動作ヲ為ス上ニ欠クヘカラサル素養ノ向上ヲ図ル（略）			○	
八	寮舎ハ救護員並同生徒ノ一大家庭ニシテ養成部長ヲ父トシ看護看護婦監督以下之カ教養ノ任ニ当ル者ハ総テ慈母ノ心ヲ以テ生徒ニ臨ミ（略）日常起居ノ間ニ自ら品性ヲ陶冶シ（略）規律正シキ団体生活ヲ楽ム如ク修養セシムルニ努ムルヲ要ス	○			
九	在郷救護員ノ教育ハ（略）平時召集等ヲ利用シテ指導ヲ行フハ勿論平素努メテ本社ノ諸機関ニ連絡接触スル機会ヲ与ヘ（略）有事ノ際ニ於ケル本務達成ニ支障ナカラシムルヲ要ス		○		
十	救護員ノ養成ハ本社ノ主要業務タルニ鑑ミ苟モ本社事業ニ従事スル者ハ（略）常ニ規律ヲ重シ言行ヲ慎シミ（略）協力一致以テ救護員養成ノ実績ヲ挙げケ之ヲ実務ニ反映セシメテ本社ノ全体成績ヲ向上セシムムコトヲ期スルヲ要ス				○

※1) 「日本赤十字社史稿第5巻」をもとに筆者らが作成した。

なお、教育内容の特徴を示している箇所と筆者らが解した箇所とに下線を加筆した。

※2) 表中の「教育内容の特徴」とは、日本赤十字社救護員教育要領（昭和17年）中の綱領から筆者らが抽出した3特徴であり、この特徴が示されている項目に○を記した。

また、教育方法の特徴として「教育の完遂」が示されている項目に○を記して付した。

表4. 赤十字看護教育の教育内容の特徴と教授課程（昭和17年）の対比

教育内容の特徴			科目	教育内容の特徴			
精神訓育	実務技能	軍事教育		第1学年	第2学年	第3学年	計
○			訓話	60	20	20	100
			修身（作法ヲ含ム）	40	20	20	80
○			公民科	40	10	10	60
			国語	20			20
			赤十字事業ノ要領	60			60
	○		陸海軍ノ制規及衛生勤務	60			60
			看護歴史	15			15
			解剖学及生理学大意	30			30
			衛生学総論	20			20
			学校衛生		120	120	240
			環境及産業衛生大意		40		40
			母性及乳幼児衛生大意		40		40
			細菌学大意及消毒法	40	20	20	80
			繃帯法	60			60
○	○	○	患者運搬法	100			100
	○		看護法	60	20	20	100
	○		治療介輔	60			60
	○		手術介輔	50	20	20	90
			慢性伝染病予防並寄生虫予防大意	40	20		60
			急性伝染病及一般主要疾病	40	20		60
			栄養大意及食餌法	30	10		40
			按摩法	25			25
			医療機器解説	20	10	10	40
	○		外傷	20			20
	○		救急法	40			40
			薬物及調剤	20			20
○			教育		120	120	240
			心理学			20	20
			衛生法規大意		20		20
			社会事業及社会保険大意		20		20
			体操		15	15	30
○			音楽		15	15	30
			復習		60	60	120
			計	950	620	470	2,040

※1) 「日本赤十字社史稿第5巻」をもとに筆者らが改変した。なお、この教授課程は甲種救護看護婦生徒のものである。

※2) 本表の科目は実務練習及び随意科目以外を示す。

※3) 表中の「教育内容の特徴」とは、日本赤十字社救護員教育要領（昭和17年）中の綱領から筆者らが抽出した3特徴であり、この特徴の中心をなす科目に○を記した。

が詳細に示され、この教育要領に基づき、院長および養成部長を中心として全職員が一貫した指導精神をもって養成を完遂することが強く指示されている。

教育要領は、教育内容を示した「綱領」、教育方法を示した「第一 通則」、教授課程表の順に全ての科目の内容を示した「第二 救護看護婦生徒教育」、そして「第三 救護看護婦長候補生教育」「第四 救護員補修教育」の順で構成されており、最後に教授課程表である「付表 救護看護婦生徒及救護看護婦長候補生教育時数概定表」が付されている。

教育内容の特徴を明らかにするため、綱領10項目を類似する特徴に分類した結果、【精神訓育の普及徹底】【実務技能の練達】【軍事教育の徹底】の3特徴が抽出された。そして、「第二 救護看護婦生徒教育」に示されている各科目の内容を基に、各特徴についてどの科目が中心をなしていたかを検討した。

この分析の詳細について、各特徴の内容とその中心をなす科目を対比させながら次に述べる。なお、綱領10項目と教育内容の特徴の対比を表3に、教育内容の特徴と教授課程の対比を表4に示す。

1. 精神訓育の普及徹底

【精神訓育の普及徹底】という表現は、「第一通則」に「精神訓育ノ普及徹底ニ関スル事項」(p.125)として記されている。これは看護婦養成上の骨子をなすものとして重要視されており、綱領の中でも5項目にわたり最も多く記されている。この中で強調されているのは、皇室の尊重と団体的協調である。

皇室の尊重は、綱領第1項に「皇室仁慈ノ旨ヲ奉体シ赤十字主義精神ヲ基礎トシテ心身ヲ鍛練シ」と記されている。皇室との繋がりが冒頭に記されているのは、明治20年に日本赤十字社が設立された時点からの密接な繋がりを反映しているといえよう。この中心をなす科目は、『訓話』『教育』『音楽』である。『訓話』では、病院幹部による精神訓話と院外講師の修養講話により、教育勅語、総裁殿下の御諭旨を奉体する。『教育』では、天皇への絶対的随順を意味する国体観念の精神を徹底する。また、『音楽』では、

大正14年に貞明皇后より日本赤十字社に御下賜された御歌である「^よ四方の国」を斉唱する。

団体的協調は、綱領第5項に「教育ハ救護員ノ本務ニ鑑ミ（中略）団体的協調ノ意識ヲ旺盛ナラシムル」(p.125)とあり、綱領のうち4項目に記されて、特に強調されている。これは戦時救護において軍隊と行動を共にするにあたり、規律を遵守し統率を乱さないようにするためであり、後述する【軍事教育の徹底】に繋がるといえよう。この中心をなす科目は、『公民科』『患者運搬法』である。『公民科』では、公共奉仕と協同生活の訓練をする。『患者運搬法』では、患者を運搬する技術の習得だけでなく、規律教練が重要視され、姿勢、服装、言語、動作、歩度の矯正と規律正しき団体運動の演習を行う。また、団体的協調は、教授課程だけでなく日常生活においても徹底して教育されている。寮舎は看護婦生徒の「一大家庭」として位置付けられており、養成部長が「厳父」、看護婦監督以下教養の任に当たる者が「慈母」として生徒に臨み、基本教育・実務練習・躰及び寮舎の内務において団体的協調を普及徹底させる。

2. 実務技能の練達

【実務技能の練達】は、綱領第6項に「教育ハ（中略）実務技能ノ練達ニ力ヲ注キ」(p.125)とあり、綱領の3項目にわたり記されている。平時と戦時を通して任務に堪え得よう練達することが求められ、この練達においては教授課程により漸次その程度を高めることとされており、第1学年では基本的学科教育並びに実習を行い、第2・3学年では『実務練習』に主力を注ぐ。

中心をなす科目は、『看護法』『治療介輔』『手術介輔』『外傷』『救急法』『患者運搬法』であり、これに加えて『実務練習』を行う。『看護法』『治療介輔』『手術介輔』では、実習を本位として各実務技能を確実に修習させる。『外傷』『救急法』は、救護員の本務に必須の科目とされ、外傷、戦傷、不慮の傷病等に対し応急処置に要する実務技能を練熟させ、特に人工呼吸法、止血法、創傷に対する応急包帯並びに副木装着等については指導し得る程度に熟達させる。『患者運搬法』では、徒手及び運搬具による患者運搬に及ぼす協同動作の訓練並びに患者の取り扱い等に

熟練させる。『実務練習』は、既修学術科を実地に応用し救護員としての素質を完成させるために極めて重要な科目とされ、各般の経験を漏れなく体得習熟させる。

3. 軍事教育の徹底

【軍事教育の徹底】は、綱領第7項に「教育ハ軍部トノ緊密ナル連繫ニ依リ」(p.125) 行うよう記されている。軍部との緊密な連繫により、戦時に際して衛生勤務を幫助し、協同動作を行う上で不可欠な素養の向上をはかる。軍部との密接な連携の歴史は古く、明治31年に佐野常民初代社長が発布した「日本赤十字社看護婦訓誡」に、服従、階級秩序の遵守、不平の禁止がうたわれており、従軍に備えて、戦時救護活動に要求される行動様式を身につけるための教育が徹底されている。

中心をなす科目は、『陸海軍ノ制規及衛生勤務』『患者運搬法』である。『陸海軍ノ制規及衛生勤務』では、戦時陸海軍衛生勤務を幫助するにあたり支障なく服務するために、軍事の一般識能並びに陸海軍病院の勤務に就き実際の指導を行う。『患者運搬法』では、中心となる担架訓練が、明治26年以来、陸軍下士官によって教授されている。

B. 看護婦および看護婦生徒が実際に受けた教育

被爆時に看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が受けた教育の基本方針は前述のとおりであるが、看護婦養成の簡略化・速成化の動きにより、基本方針どおりには実施できていなかった。看護婦は、修業年限が短縮され、昭和14・16年の入学生が半年、昭和17年の入学生からは1年の繰り上げ卒業となった。また、看護婦生徒は、2年生が入学後1年4か月、1年生は入学後4か月時点で被爆であり、修業途中だった。

そのため、ここでは看護婦および看護婦生徒の手記を基に、前述した教育内容の3特徴【精神訓育の普及徹底】【実務技能の練達】【軍事教育の徹底】を視点として、彼等が実際に受けた教育について、当時の地位別に述べる。

1. 看護婦

【精神訓育の普及徹底】としては、大変規律が

厳しい全寮制の寄宿舍生活があり、「すべてが軍隊に準じたものであって(中略)その厳しさは一般の人々の想像を超えるものであった」(第4・5回生, 1990, p.35)。生活の行動規範は、規則正しく機敏であること、上級生に対しては絶対服従で弁解は許されないことだった。「一日の生活は鐘の合図で始まり、鐘で終了した」(広島第6・7・8回生他, 1990, p.39) という中で、朝は、起床、床あげ、洗面、掃除、朝の点呼、グラウンドに整列して挨拶した後に、救護看護婦が守るべき根本的な教訓である「救護員十訓」を斉唱、ラジオ体操、朝食、日中は学習の時間となり、夜は自習時間の後に自室前の廊下に整列して点呼、消灯という日課だった。上級生への挨拶は8歩手前で15度の停止礼であり、「申告・復唱・申し送り」(広島第6・7・8回生他, 1990, p.39) については徹底した指導を受けた。「申し送り」とは、上級生から下級生への教育指導である。2年生の前に1年生全員が座らされ、生活上の注意(浴室における上座と下座等)、礼儀作法(言葉使い)、服装等の注意を厳しく受けた。

【実務技能の練達】としては、教授課程の科目を概ね学習している。1年生の1学期は毎日授業で明け暮れ、一般教養科目として修身、国語、体操、洋裁・和裁、音楽等があった。体操では教練・ダンス・薙刀を行い、音楽では「神となるまで」という歌が使命感に燃えた日赤看護婦の誇りとして歌われた。専門科目としては、衛生法規、赤十字歴史、看護教程があった。看護教程の中には、解剖学、細菌学、消毒法、包帯法、マッサージ法、内科学、外科学、食餌療法等があった。1年生の2学期からは外来病棟の見学実習があり、その後の実務練習においては宿直もしている。

【軍事教育の徹底】としては、担架訓練があった。この訓練は「赤十字教育の中で最も誇りとする訓練」(第4・5回生, 1990, p.36) だった。1年生の間に毎週1回、広島陸軍病院から下士官が教官として派遣され、病院の運動場で行われた。内容は、運搬法、展開方法及び展開後の前進・後退、歩調のとり方、停止、置き方等だった。また、野外訓練として広島市内の山々まで

行進し、担架による障害物・崖・土手の乗り越え方を学習した。その他、ガスマスクの着用、駆け足、救急法、テントの張り方、薪拾い、飯盒炊飯の方法も学習した。

2. 看護婦生徒2年生

【実務技能の練達】としては、入学2週間目頃に院内見学があり、その後は2週間ずつ外来等を見学して回り、1年生の秋頃から1・2か月の実務練習について、病棟での当直にも従事した。1年生の時はまともに授業ができ、運動場での薙刀訓練や水泳もあった。しかし、2年生になってからは、応召により看護婦が不足したため、病棟や外来で実務に追われ、殆ど授業は受けられなくなった。昭和20年4月頃から米軍機の来襲が頻繁になり警報発令の回数が多くなったため、6月頃から防空当直制がとられ当直勤務についた。

【精神訓育の普及徹底】と【軍事教育の徹底】としては、手記にあまり記載がないが、挨拶について上級生から15度の停止敬礼を指示されており、1年生の時に軍歌を歌いながらの行進や広島市内の山々での担架訓練があったと記されていることから、前述の看護婦と同様の教育を受けていたと思われる。

3. 看護婦生徒1年生

手記には教育内容に関する記載がなく、彼等がどのような教育を受けたかを明らかにすることはできなかった。しかし、【精神訓育の普及徹底】としては、「日赤看護婦生徒の日々は、さすがに女の軍隊と陰口をする位に“厳”の一言に尽きます」(浅野, 1992, p.36)と記されていることから、これまでと同様にかなり厳しく教育されていたと考えられる。

彼等は入学後僅か4か月で被爆にみまわれているが、この間の生活は、入学した4月以降警報発令が頻回になり、「連日の防空壕の出入り」「休憩は寝具の中だけという暮らし」(第10回生, 1990, p.60)という状況だった。また、食糧確保のために運動場を掘り起こして芋畑にする作業に従事していた。この状況から考えると、【実務技能の練達】としての授業は不可能だったと考えられる。

V. 原爆被爆時の看護活動と赤十字看護教育との関連

A. 看護婦

看護婦は、被爆時に全体の統制をはかって、管理・教育的役割を果たした。主な看護活動としては、被爆者の氏名を確認し、軽症者と重症者をトリアージし、包帯交換や外傷処置をした(中信他, 2003, p.166)。

彼等は、修業期間が2年間に短縮されたものの、教授課程の科目を概ね学習していた。その習熟の程度は不明であるが、看護婦生徒の時から宿直も行っており、かなりの実務経験を積んでいた。また、被爆当時、赤十字病院は陸軍病院の指定を受けており入院患者は軍患者ばかりであったため、外傷や戦傷の看護には熟練していたと思われる。このように、戦時救護活動に必要な実務技能を徹底して教育されていたため、被爆時の看護活動に対応できたのだと考える。

また、彼等は精神訓育と軍事教育を徹底して受けており、規律を遵守し統率を乱さないという、戦時救護活動に要求される行動様式を身につけていた。さらに、当時は、急増する応召により看護婦が不足し、各病棟・外来の有資格者が1~2名で、看護婦生徒が主要な看護者だった(中信他, 2003, p.166)。そのため、一人ひとりの看護婦が担う責務は重く、日頃から看護婦生徒に的確な指示をして看護活動を行うことができていたと思われる。よって、被爆時にも同様に、全体の統制をはかりながら、看護婦生徒に的確な指示をし、管理・教育的役割を果たすことができたと考えられる。

B. 看護婦生徒2年生

看護婦生徒2年生は、被爆時に看護婦等の指示を受けながら、主に応急処置や創傷処置の役割を果たし、その他、被爆者の救出や運搬、飲水介助、冷罨法などを行った(中信他, 2003, p.167)。

彼等は、1年生の時は授業を受けることができていた。しかし、どのような科目をどの程度受けることができたかを文献から明らかにすることはできなかった。教授課程表によると、第1学

年の授業を全て受けていれば、全教育時数の約半分を終えたことになる(表4参照)。また、科目としては、『解剖学及生理学大意』『衛生学総論』『繃帯法』『患者運搬法』『治療介輔』『外傷』『救急法』『薬物及調剤』などを終えたことになる。これらは、被爆時の外傷や熱傷に対する応急処置や創傷処置、被爆者の救出や運搬に直接関わる科目である。また、2年生になってから被爆までの4ヵ月は殆ど授業を受けていないが、不足した看護婦に替わって実務につき、病院における看護活動を支えていた。そのため、看護婦生徒といえどもかなりの実務技能を備えており、被爆時にも指示さえ受ければ、応急処置や創傷処置を中心とした看護活動の中心を担うことができたのだらう。

さらに、前述の看護婦と同様に、教授課程だけでなく日常の起居全般を通して精神訓育と軍事教育を徹底して教育され、その行動様式を身につけていたため、全体の情勢を見ながら指示命令に従って的確に活動することができたと考ええる。

C. 看護婦生徒1年生

看護婦生徒1年生は、被爆時に看護婦等の指示を受けながら、主に排泄の介助、死体の処理、無数のうじ虫の処理、衛生材料の再生等、救護を円滑に行うための環境を整える役割を果たした(中信他, 2003, p.167)。

彼等は、教授課程の殆どを受けることができないまま被爆にみまわれており、実務技能の習得は不可能であった。そのため、2年生のように応急処置や創傷処置の役割を果たすことはできなかったと思われる。しかし、僅か4か月であるが、軍隊さながらの厳しい寮生活により、精神訓育を徹底して教育されていたため、全体の統制を乱すことなく、看護婦達の指示に従いながら、自らができる活動に専心することができたと考ええる。

VI. まとめ

本研究では、ヒロシマ原爆被爆時に赤十字病院で看護活動に携わった看護婦および看護婦生

徒が、被爆という未曾有の混乱のさなかでも、全体の統制をはかって不眠不休で活動することができた背景として、彼等が受けた赤十字看護教育を明らかにし、看護活動と赤十字看護教育の関連を検討した。

結果として次のことが明らかになった。彼等が受けた教育内容の特徴は、【精神訓育の普及徹底】【実務技能の練達】【軍事教育の徹底】であった。この特徴の中で最も強調されていたのが【精神訓育の普及徹底】であり、その内容は団体的協調が主体であった。この団体的協調は【軍事教育の徹底】に通じており、この2つの特徴が、平戦両時の救護という目的の基に、極限状態においても一致団結して看護活動に邁進した彼等の行動規範を形成していたと思われる。また、教授課程だけでなく日常の起居全般を通して、上下関係の規律を遵守し統率を乱さないという団体的協調の行動規範を、軍隊さながらに徹底してたたきこまれていたために、彼等は混乱のさなかでも全体の統制をはかって活動することができたのであろう。

【実務技能の練達】については、かなり練達していたと思われる看護婦や看護婦生徒2年生と、殆ど練達する間もなく被爆にみまわれた1年生とでは大きな差があり、被爆時にはこの差に応じて異なる役割を担っていた。実務技能の内容としては、外傷、戦傷、不慮の傷病等に対し応急処置に要するものが主体であり、これらは被爆時の外傷や熱傷に対する応急処置や創傷処置、被爆者の救出や運搬に直接役立ったと思われる。

このように、戦時救護活動に直接関わる実務技能を、科目と実務の両面から徹底して教育されていたこと、また、戦時救護活動に必要な行動様式を、教授課程と日常の起居全般を通して徹底的に教育されていたことが、被爆時の看護活動を支えたと考える。

本研究の限界としては、主に次の2点が挙げられる。本研究では、被爆時の看護活動の背景を、彼等が受けた赤十字看護教育に焦点を当てて検討した。しかし、背景には他に、幼少期から高等女学校に至るまでの教育や、昭和13年に成立された国家総動員法に象徴される、全国民を動員した総力戦体制下の社会情勢などがあり、こ

れらが彼等に赤十字看護教育が徹底して浸透する基盤となっていたと考えられる。そのため、これらの視点からも引き続き看護活動の背景を探究してゆく必要がある。

また、看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒が、実際にどのような赤十字看護教育をどの程度受けており、その教育が一人ひとりの中でどのように看護活動の背景となっていたのかについては、文献からだけでは十分明らかにできなかった。そのため、実際に看護活動に携わった看護婦および看護婦生徒に一人ひとりの体験を聴く必要があると考え、現在面接調査を進めている。

本研究は、平成14・15年度文部科学省科学研究費補助金萌芽研究課題番号14657646の助成による研究の一部である。

注記

- 1) 被爆当時の在籍者数は記録されているが、被爆時に何名が病院にいて、何名が看護活動に携わったかについては、記録が残っておらず不明である（広島市役所, 1971, p.434）。
- 2) 救護員とは、日本赤十字社の救護部および救護団体の編成内に在る人員を言い、救護看護婦以外に、救護総長、救護本部長、救護部部長、救護医員、救護調剤員、救護書記などで構成されていた（日本赤十字社, 1969, p.122）。

文献

- 浅野智恵子 (1992). 私のヒロシマ. 甲山町原爆被害者協議会編, 絶叫, 甲山町原爆被害者協議会, 35-46.
- 第4・5回生 (1990). 学生生活. 広島赤十字看護専門学校編, 広島赤十字看護専門学校50年史, 広島赤十字看護専門学校, 35-36.
- 第10回生 (1990). 入学4ヶ月目のピカ・ドン. 広島赤十字看護専門学校編, 広島赤十字看護専門学校50年史. 広島赤十字看護専門学校, 59-60.
- 広島第6・7・8回生他 (1990). 第2次大戦中の学生生活. 広島赤十字看護専門学校編, 広島赤十字看護専門学校50年史, 広島赤十字看護専門学校, 39-44.
- 広島市役所編 (1971). 広島原爆戦災誌第1巻総説. 広島市役所, 434-465.
- 亀山美智子 (1984). 近代日本看護史Ⅱ—戦争と看護—. 東京, ドメス出版.
- 中信利恵子他 (2003). ヒロシマ原爆被爆時の看護活動に関する文献検討. 第4回日本赤十字看護学会学術集会抄録集, 166-167.
- 日本赤十字社 (1969). 日本赤十字社史稿第5巻. 東京, 日本赤十字社.